

こどもの権利を規定する条例比較（政令市）（総則関係）

項目	川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
条例名	子どもの権利に関する条例	子どもの権利条例 ※R2.4に子ども条例を改正	子どもの最善の利益を実現するための権利条例	子どもの権利条例	子ども条例
施行年度	H12.12.21 H17.3.24改正	H20.4 R2.4.1改正	H20.11.17	H27.4.1	R4.4.1
記載形式			ですます調	ですます調	ですます調
前文	○	○	○	○	○
目的	子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることで、子どもの権利の保障を図る	子どもの権利及びその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちの実現を目指す	子どもが毎日を生き生きと過ごし、自分らしく伸び伸びと成長・発達していくことができるよう、子どもにとって大切な権利等について定めることにより、子どもの権利の保障を進める	子どもが生き生きと、自分らしく成長し、発達していくため、子どもが自らの大切な権利を理解できるように支援するとともに、子どもの健やかな成長を地域社会が支援する仕組みを定めることにより、子どもの権利を保障する	子どもの権利及び市等の責務を明らかにするとともに、子どもに関する施策の基本となる事項等を定めることにより、子どもの権利を保障し、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちの実現に寄与する

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
子ども	表記	子ども	子ども	子ども	子ども	子ども
	定義	市民をはじめとする市に 関係のある18歳未満の者 その他これらの者と等しく 権利を認めることが適 当と認められる者	18歳未満の者その他これ らの者と等しく権利を認 めることが適当である者	18歳未満の者その他これ と等しく権利を認めるこ とが適当である者として 規則で定める者 ※規則では「年齢が18歳 又は19歳の者であって、 18歳未満の者が通学し、 通所し、又は入所する育 ち学ぶ施設に通学し、通 所し、又は入所する者」 と規定。	18歳未満の者その他これ と等しく子どもの権利を 認めることが適当である 者	18歳未満のすべての者そ の他これらの者と等しく 権利を認めることが適 当と認められる者
保護者	定義	児童福祉法に規定する里 親その他の親に代わり子 どもを養育する者 ※上記は「親に代わる保 護者」として定義したも のの内容であり、川崎市 では保護者を定義してい ない。	親及び里親その他親に代 わり子どもを養育する者	親及び児童福祉法に定め る里親その他の親に代わ り子どもを養育する者	子どもの親又は親に代わ り子どもを育てる者	親又は祖父母その他親権 を行う者及び児童福祉法 に規定する里親その他子 どもを養育する者

項目		川崎市	名古屋市	札幌市	相模原市	新潟市
基本理念		なし	なし	なし	なし	あり
責務	市	○	○	○	○	○
	事業者	○	○	○		○
	保護者等	○	○	○	○	○
	地域		○	「地域における市民及び事業者の役割」として規定	○	
	市民	○		○		○
	その他	育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員	学校関係者	育ち学ぶ施設の設置者等	施設関係者（子どもに関わる施設の関係者）	学び・育ちの施設関係者
周知啓発（こどもを対象としたものを除く）		記念日（かわさき子どもの権利の日） 広報、学習等への支援、市民活動への支援	広報	記念日（子どもの権利の日） 広報、学習等への支援	記念日（子どもの権利の日）	記念日（子どもの権利週間・月間） 周知啓発、学習及び研修の実施